

平成 21 年 1 月 27 日

各位

アルゼ株式会社

I R 広報室

特許訴訟の審決に関するお知らせ

嚴重注意を通知する中で、当社はサミー株式会社に対して特許権侵害訴訟を提訴しました。サミー株式会社から、当社保有の「パチスロの演出の仕組みと演出の告知に関する」特許第 3069092 号について、特許無効の審判請求がなされ、平成 19 年 9 月 20 日に特許庁から特許無効の審決がなされました。特許庁から特許無効審決がなされたため、当社は知的財産高等裁判所に無効審決の取り消しを求め、知的財産高等裁判所は、平成 20 年 3 月 21 日に平成 19 年 9 月 20 日に特許を無効とした審決を取り消し、特許庁に差し戻す決定をしました。今般、差し戻された無効審判について、特許庁から特許が有効である審決がなされ、パチスロの告知システムの特許が維持されましたことをお知らせいたします。

1. 平成 19 年 9 月 20 日 (10 月 2 日送達) になされた無効審判の審決内容 (無効 2006-80116)
審決内容 ; 請求項 3, 4, 6, 8, 9, 10, 14 の特許請求項を維持する。

請求項 1, 2, 5, 7, 11, 12, 13, 15-24 の特許請求項を無効とする。

2. 平成 20 年 11 月 19 日 (12 月 1 日送達) になされた無効審判の再度の審決内容
審決内容 ; 請求項 3, 6, 7, 9, 10, 18, 25, 26, 28 および 29 を維持する。

(特許無効審判の請求を棄却する。)

なお、当社は、無効とされた請求項について削除し、新たな追加請求項を含む訂正請求を平成 20 年 4 月 14 日に特許庁に行なっており、これが新規性、進歩性があると認められ特許が維持されました。

3. 特許侵害訴訟への影響と今後の見通し

当社が提訴し、継続中の特許権侵害訴訟の対象となっている「北斗の拳」は、今般、特許権が維持審決されているために特許権を侵害しており、特許権侵害訴訟は継続しております。

以上